

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道人事委員会規則

○平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則.....	1
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.....	7
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.....	7

道 人 事 委 員 会 規 則

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。
平成28年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7-1328

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則
(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定職員 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年道職員改正条例」という。）附則第4項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「平成27年学校職員改正条例」という。）附則第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する場合を含む。以下平成27年学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年警察職員改正条例」とい

う。）附則第3項に規定する特定職員をいう。

- (2) 平成27年改正条例附則の規定 平成27年道職員改正条例附則第4項から第6項まで、平成27年学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は平成27年警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定をいう。

- (3) 平成18年改正条例附則の規定 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年道職員改正条例」という。）附則第8項から第10項まで、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号。以下「平成18年学校職員改正条例」という。）附則第8項から第10項まで（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。以下平成18年学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下「平成18年警察職員改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定をいう。

- (4) 経過措置額支給特定職員 特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であって、平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料を支給されるものをいう。

- (5) 施行日 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第108号。以下「平成28年道職員改正条例」という。）第1条、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第109号。以下「平成28年学校職員改正条例」という。）第1条及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第111号。以下「平成28年警察職員改正条例」という。）第1条の規定並びに市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第110号。以下「平成28年市町村立学校職員改正条例」という。）の施行の日をいう。

- (6) 改正後の給与条例 平成28年道職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、平成28年学校職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、平成28年市町村立学校職員改正条例による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）又は平成28年警察職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）をいう。

- (7) 改正前の給与条例 平成28年道職員改正条例第1条の規定による改正前の道職員給与条例、平成28年学校職員改正条例第1条の規定による改正前の学校職員給与条例、平成

28年市町村立学校職員改正条例による改正前の市町村立学校職員給与条例又は平成28年警察職員改正条例第1条の規定による改正前の警察職員給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定(第4条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成27年改正条例附則の規定及び平成18年改正条例附則の規定を含む。次条において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定(平成27年改正条例附則の規定及び平成18年改正条例附則の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料(人事委員会の定める場合におけるものに限る。)
- (2) 地域手当
- (3) 特地勤務手当
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当
- (5) へき地手当
- (6) へき地手当に準ずる手当
- (7) 時間外勤務手当
- (8) 休日勤務手当
- (9) 夜間勤務手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与の減額(人事委員会の定めるものに限る。第5条第2項において「給与減額」という。)に当たっては、この規則の規定(次条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。(平成27年改正条例附則又は平成18年改正条例附則の規定による給料の特例)

第4条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(北海道人事委員会規則7-1293。以下「平成27年経過措置規則」という。)第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年道職員改正条例附則第5項若しくは第6項、平成27年学校職員改正条例附則第4項若しくは第5項又は平成27年警察職員改正条例附則第4項若しくは第5項の規定による給料については、平成27年経過措置規則第4条又は第5条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところに

よる。

2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(北海道人事委員会規則7-1101。以下「平成18年経過措置規則」という。)第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成18年道職員改正条例附則第9項若しくは第10項、平成18年学校職員改正条例附則第9項若しくは第10項又は平成18年警察職員改正条例附則第9項若しくは第10項の規定による給料については、平成18年経過措置規則第4条又は第5条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第5条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から道職員給与条例附則第29項第1号、学校職員給与条例附則第27項第1号(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は警察職員給与条例附則第28項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料の額との合計額(道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の給与条例の規定による給料月額から道職員給与条例附則第29項第1号、学校職員給与条例附則第27項第1号又は警察職員給与条例附則第28項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料の額との合計額(道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成27年経過措置規則第6条(その者が平成27年改正条例附則の規定による給料を支給されない者である場合にあっては、平成18年経過措置規則第6条)の規定の適用については、これらの規定中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する給与減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成28年道職員改正条例、平成28年学校職員改正条例、平成28年市町村立学校職員改正条例及び平成28年警察職員改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1329

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－137）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	第 2 条第 1 項 第 1 号の職を 占める職員	第 2 条第 1 項 第 2 号の職を 占める職員	第 2 条第 2 項 の職を占める 職員	第 2 条第 3 項 の職を占める 職員
	円	円	円	円
1 年 未 満	413,800	308,000	50,600	46,500
1 年 以 上 2 年 未 満	413,800	308,000	50,600	46,500
2 年 以 上 3 年 未 満	413,800	308,000	50,600	46,500
3 年 以 上 4 年 未 満	413,800	308,000	50,600	46,500
4 年 以 上 5 年 未 満	413,800	308,000	50,600	46,500
5 年 以 上 6 年 未 満	413,800	308,000	50,600	46,500
6 年 以 上 7 年 未 満	413,800	308,000	48,800	46,500
7 年 以 上 8 年 未 満	413,800	308,000	47,000	46,500
8 年 以 上 9 年 未 満	413,800	308,000	45,200	46,500
9 年 以 上 10 年 未 満	413,800	308,000	43,400	40,000
10 年 以 上 11 年 未 満	413,800	308,000	41,600	33,400
11 年 以 上 12 年 未 満	413,800	308,000	39,800	26,900
12 年 以 上 13 年 未 満	413,800	308,000	38,000	20,400
13 年 以 上 14 年 未 満	413,800	308,000	36,200	13,800
14 年 以 上 15 年 未 満	413,800	308,000	34,800	7,300
15 年 以 上 16 年 未 満	413,800	308,000	33,400	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,400	304,700	32,000	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,000	301,400	30,600	
18 年 以 上 19 年 未 満	400,600	298,100	29,200	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,200	294,800	27,800	

20 年 以 上 21 年 未 満	391,800	291,500	26,400	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,400	277,700	25,800	
22 年 以 上 23 年 未 満	352,600	263,700	25,200	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,300	250,200	24,200	
24 年 以 上 25 年 未 満	313,900	236,300	23,600	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,400	222,600	23,000	
26 年 以 上 27 年 未 満	271,700	205,000	22,400	
27 年 以 上 28 年 未 満	249,500	187,900	21,800	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,100	170,600	21,000	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,300	153,000	20,700	
30 年 以 上 31 年 未 満	179,500	135,000	20,300	
31 年 以 上 32 年 未 満	154,600	116,700	19,700	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,000	98,800	18,800	
33 年 以 上 34 年 未 満	91,900	72,800	17,900	
34 年 以 上 35 年 未 満	56,600	48,500	17,200	

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となった日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1330

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－267）の一部を次のように改正する。

別表第 2 アの表 8 級の項中「116,800円」を「116,900円」に改める。

別表第 2 イの表 9 級の項中「118,800円」を「118,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1331

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－280）の一部を次のように改正する。

第29条中「第29条の5、第29条の6 第2 項第 8 号及び第29条の7 第1 項」を「第29条の8 の2 まで」に改める。

第29条の8 第1 項第1 号中「100分の87.5以上100分の150」を「100分の99.5以上100分の170」に、「100分の113.5以上100分の190」を「100分の125.5以上100分の210」に改め、同項第2 号中「100分の80.5以上100分の87.5」を「100分の91.5以上100分の99.5」に、「100分の103.5以上100分の113.5」を「100分の114.5以上100分の125.5」に改め、同項第3 号及び第4 号中「100分の73.5」を「100分の83.5」に、「100分の93.5」を「100分の103.5」に改める。

第29条の8 の2 各号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第2 公安職給料表の項中「4 級」の次に「の職員」を加え、同表中中学校及び小学校教

育職給料表の項中

職務の級 3 級及び特 2 級の職員	100分の10
--------------------	---------

を

「

職務の級 3 級の職員	100分の10（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15）
職務の級特 2 級の職員	100分の10

に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1332

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

第32条第1 項中「第38条又は第39条」を「第37条又は第38条」に改める。

第35条第5 項中「あらかじめ」を削り、「と協議して」を「の定めるところにより」に改める。

別表第6 ケの表備考第4 項中「（同法による看護師学校又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1 年以上のものに限る。）」を削り、「者」の次に「（保健師学校を卒業した者にあつては保健師になるのに必要な学科を修めたもの、助産師学校を卒業した者にあつては助産に関する学科を修めたものに限る。）」を加える。

別表第7 アの表2 級の欄中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	42
44	42
45	43

を に改める。

別表第7 オの表2 級の欄中

「

54	53
55	54
56	54
57	55
57	55
58	56
58	56
59	57
59	58
60	59

を に、

66	65
66	66
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66

を に、

68	67
68	67
68	67
68	68
68	68
69	68
69	68
69	68
70	68
70	69
70	69
71	70
71	70

に改める。」

別表第7カの表2級の欄中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に、

58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
63
63
63
63
64

を

57
58
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
63

に改め、

同表3級の欄中

38
38
38
39
39
39
40
40
40
40

を

37
38
38
38
38
38
39
39
39
39

に、

41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43

を

40
40
40
40
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42

に改める。

別表第7ケの表2級の欄中

82
82
82
82
83
83
83
83
83
84
84
84

を

81
82
82
82
82
82
83
83
83
83
83
83

に、

85
85
85
85
86
86
86
86
87
87
87
87
88

を

84
84
84
84
85
85
85
85
86
86
86
87
87

に改める。

別表第7の2アの表1級の欄中

81
82
83
84
86
88
90
92

を

82
84
86
88
90
92
93
93

に改める。

別表第7の2イの表1級の欄中

9
9
9

を

9
10
10

に改める。

別表第7の2エの表2級の欄中

39

を

40

に、

52

を

53

に、

74

を

75

に改める。

別表第7の2オの表1級の欄中

73
74
75
76

を

74
76
78
80

に、

101
106
111
116

を

102
108
114
120

に改

78	81	119	122
80	82	122	124
82	83		

め、同表2級の欄中「51」を「52」に、「64」を「65」に改める。

69	を	70	に、	102	を	103
70		72		104		106
71		74		106		109
72		76		108		112
74		77		112		115
76		78		116		118
78		79		120		121

め、同表2級の欄中

95
98
101
106
111
116

を

96
100
105
110
115
120

に改める。

を に改める。

108	109
112	114
116	119
120	124
124	127
128	130
132	133

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第6の改正規定を除く。）による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(經過措置)

- 2 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

- 3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道人事委員会委員長 鋤 田 信 知

北海道人事委員会規則 7-1333

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則７－７９１）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「含む」の次に「。第3項において同じ」を加え、同条第3項中「管理職手当区分」を「職員の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 管理職員 次に掲げる管理職手当区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

工 4種 3,500円

オ 5種及び6種 3,000円

- (2) 任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号俸及び7号俸並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000
円

イ 5号俵 5,000円

ウ 2号俵から4号俵まで 4,300円

工 1号俵 3,500円

第2条第4項中「をした管理職員」の次に「及び任期付職員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1334

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7－1322）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「」を除く」の次に「。以下「学校職員」という」を加える。

附則第5項中「前3項」を「附則第2項から前項まで」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（平成29年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置）

5 学校職員に対して平成29年6月に支給する勤勉手当の成績率については、平成28年12月に支給した勤勉手当に係る学校職員の勤務成績を特に優秀若しくは優秀であると判定し、又は良好でないと判定するに当たり考慮された事実が基準日以前において任命権者が実施する直近の人事評価の結果に影響を及ぼしたことが明らかとなるときは、当該事実を考慮せず定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1335

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7－1323）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「」を除く」の次に「。以下「学校職員」という」を加える。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

（平成30年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）

8 学校職員の平成30年1月1日に行われる昇給に係る昇給区分については、平成29年1月1日に行われた昇給に係る学校職員の昇給区分を決定するに当たり考慮された事実を考慮せず決定するものとする。ただし、人事委員会の定める学校職員の昇給区分については、人事委員会の定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。